

MIWAたばた保育園 入園のしおり

(重要事項説明書)



目次

◎社会福祉法人 みわの会について

◎M I W Aたばた保育園の保育

- 1 施設の紹介
- 2 開所時間
- 3 職員について
- 4 年間行事について
- 5 保育園の一日
- 6 持ち物について
- 7 利用にあたっての留意事項
- 8 給食について
- 9 健康について
- 10 提携病院
- 11 保険の適用
- 12 利用者負担その他の費用について
- 13 登降園について
- 14 緊急時等における対応方法について
- 15 環境への取り組み
- 16 ご意見・ご要望をお述べる機会について
- 17 虐待防止について
- 18 医師の意見書 / 症状別登園基準
- 19 個人情報保護について

社会福祉法人 みわの会 について

【法人の基本理念】

みわの会のみわとはアルファベットの M, I, W, A を組み合わせた造語です。

M：マインド	相手を尊重し受け止める心、寄り添う心、優しい心、思いやる心 (ホスピタリティ・マインド)
I：アイデンティティ	私たちは共通の思いを持って、一人ひとりのこどもの個性を大切に受け止めます
W：ウィズ	周りの人たち（こどもたち、保護者、地域社会）と共に育ち合う
A：アットホーム	誰もが“あるがまま”でいられる家庭的で温かな場所でありたい

私たちは温かい心（ホスピタリティマインド）を持って、一人ひとりのこどもたちを受け止め、職員が一体となって創出する家庭的な保育環境のもとでその個性・発育を助長し、“いのち”を大切に生きる力を養う保育を目指すとともに専門性を高め、十分なる力を発揮して保護者との信頼関係を深め、保育園を通して、地域の保育向上につとめることで福祉に貢献していきます。

【以上のことを願い、実行することが当法人の基本理念です。】

【法人概要】

理事長 木下 眞佐子

理事6名 監事2名 評議員7名

法人本部所在地 東京都江東区豊洲2-5-3-101 アーバンドックパークシティ豊洲コートC

運営施設 ○神奈川県横浜市青葉区 MIWAあかね台光の子保育園 定員 90名

神奈川県横浜市青葉区あかね台2-18-1

○東京都北区 桐ヶ丘保育園（指定管理） 定員100名

東京都北区桐ヶ丘1-3-9-101

○東京都江東区 MIWAシンフォニア保育園 定員120名

東京都江東区豊洲2-5-3-101

アーバンドックパークシティ豊洲 COURT-C

○東京都大田区 蒲田本町保育園（委託） 定員125名

東京都大田区蒲田本町1-1-1-101

○東京都江東区 千田保育園（指定管理） 定員100名

東京都江東区千田22-8

○東京都練馬区 春日町第三保育園（運営業務委託） 定員106名

東京都練馬区春日町5-30-5

○東京都江東区 MIWA木場公園保育園 定員130名

東京都江東区木場4-1-65

○東京都北区 MIWAたばた保育園 定員 85名

東京都北区田端5-11-8

○東京都練馬区 高松保育園（運営業務委託） 定員 122名

東京都練馬区高松3-24-27

MIWAたばた保育園の保育

みわの会の保育は人間として生きる力を獲得していく教育的な環境という意味を含む家庭的保育をすすめます。こどもは人として生きていく為のほとんどを毎日の生活を通し、大人にありがたみを受け止めてもらい、大人を模倣をすることで学びます。生活の組み立て方・大人の行動に秩序感と一貫性があれば、自分が生きる社会の仕組みを理解したり、人間に対する信頼感を獲得したりすることが容易になります。不規則な生活や不安定な人間関係はこどもの社会に対する適応力を育てることが難しくなります。

温かい人間関係と秩序のある生活、良質な遊具、絵本に囲まれての豊かな遊びと生活の自然な流れの中で、また、それを見守る保育者が一人ひとりに心を配り、その発達を助けることを大切に致します。

保育理念

我が子をゆだねたい保育

- 温かい心（ホスピタリティーマインド）をもって受け止め、こどもを愛します。
- こどもの個性・独自性を大切にします。
- 保護者・地域社会と共に歩みます。
- 家庭的な保育を目指します。

保育を通して育てたい5つの力

1. 人の言葉を聞く力（学習能力とコミュニケーション能力）
2. 集中して取り組み、考える力
3. 生活のルールを通して社会のルールを理解し、守る力
4. 良い人間関係を作る（思いやり・やさしさ・譲り合い・がまんなど）
5. 豊かな感性（優れた絵本や遊具、自然などの関わりを通して五感を使う）

乳児保育

0歳児から2歳児までを乳児期として、年齢別にクラスを構成し、一人ひとりの発達をそのこどもの状況に合わせて援助していけるようにしています。

乳児期に最も大切なことは“人間に対する信頼感を育てること”です。人は人との関係の中でのみ人となります。大好きな人を模倣することから心が育ちます。保育園では大人との良い関係を確立していくために乳児担当制（育児分担）を取り入れています。これは食事、排泄、身辺を

清潔に保つなど、育児面で決まった大人が対応することを通して、個別の関わりを大切にする方法です。心を許せる大人が傍らに居るだけで、自己を発揮し周りの環境に積極的に関わります。乳児期は個別のリズムを大切にしながら、3歳位までにみんなと同じリズムで生活出来るように自立を助けていきます。又、遊ぶことを通して運動能力や手の機能の発達、言語獲得を助ける環境を提供致します。

幼児保育

MIWAたばた保育園では、3歳児から5歳児を幼児期として異年齢別にクラス構成しています。3歳児までに精神的安定感や秩序がうまく育つと、体や心、頭を十分に使った活動が活発になります。手や体を使う遊び、考える遊び、想像力を豊かにする遊び、集中しルールを守って楽しむ遊びなど、多くの遊びを通して人間として一生必要な大切な力を伸ばす時期です。社会性を身につけ、人間関係を作り想像力や集中力などは学校生活や社会に出てからも必要な力を遊び（学習）を通して身につけていけるよう環境作りをしています。

行事

行事は日常的な生活に変化や潤いを持たせる意味でとても大切です。保育園で行われる行事には大きくは『生活行事』と『保育行事』があります。

生活行事とはお正月をはじめとして、ひな祭りやこどもの日、七夕、お月見、節分など、日本の生活の中にある一般的な年中行事です。日本の伝統的なことを大切にしていきたいと思っています。

保育行事とは、運動会や発表会など、公開保育・保育参加の意味あいをかねるもの、また行事の際には食育活動とも連動させています。ひな祭りや七夕などの伝統行事のように楽しみながら経験を広げていけるもの、それに入園お祝い会、卒園式のようなセレモニーに分けられます。生活行事は日本の文化として考え、保育園でできることは可能な限り取り入れていきます。

日課の重要性

こどもが人間としてしっかりと発達をしていくためには、規則正しい生活の組み立てが必要で、リズムある生活を組み立てていくことで、生活の流れを把握し、先を見通し自分で考え行動出来る部分が多くなります。

特別なことがない限り、日常的には決まった時間を持った生活を組み立てていくことを『日課のある保育』と呼んでいます。日課が安定していることでこどもは保育園生活に不安を抱くことが少なくなり、見通しを持って生活出来るので、主体的に行動できる部分が増え、意欲へとつながります。

日課のある生活の中で秩序やルールを守り、一人ひとりが作る集団であることが、いい集団生活となっていくます。

絵本について

乳幼児期にどのような絵本体験をするかによって、読書の好きな大人になれるかどうかが決まると思います。より良い絵本に出会うことで本の世界の面白さを知ったこどもは、必ず読書の好きな人間に育っていきます。

沢山の良質な絵本に出会い、くり返し読んでもらおうと大好きになります。ご家庭でも、親子で素敵な絵本との時間を過ごしていただければと思います。

午睡

午睡はこどもの健康のためにとっても大切です。乳児期には命を維持していくためにも午睡が重要な意味を持っています。こどもが必要な睡眠を獲得することができるように、保育園では午睡用のコット（簡易ベッド）を用意し、自分の睡眠エリアが確保できるようにしています。コットの使用は布団を使うより埃が少なく、こどもの健康のためにも良い結果が出ています。

（0、1歳児クラスは、発達上の安全面を考慮し、布団を使用しています）

幼児期に入ると午睡の意味は少し違ってきます。食後の休憩はすべてのこどもたちに必要ですが、睡眠が必要かどうかはそのこどもの家庭での生活リズムや体質によって異なってきます。みわの会では、午睡を休息として捉え、無理に寝かしつけたりせず、自然に眠れるよう心がけています。

食事

食事は人間が生きていくうえでとても大切な事柄です。乳児期は『生きるために食べる』という時期と考え、集中して食べる、しっかり食べることを目標として一人ひとりに丁寧に援助していくことで、食べることが楽しいと感じられるこどもになってほしいと考えています。

0歳児からの乳児期において、ひとり座りができない小さいこどもは大人のひざに抱っこして食べるということからスタートし、大人ひとり対こどもひとりの関係を大切にしながら食事をし、スプーンを持てるようになったら2～3人のグループで食べるように、徐々に移行していきます。

3歳を過ぎた頃からは、献立や食器などにも配慮しながら、自立した食事ができるように援助していきます。

旬の食材を使用し、温かいものは温かい状態で、出汁をしっかりと取り、素材の旨味を生かした食事を提供し、食事は楽しい時間であることを大切にしていきたいと思っています。

お箸の使用について

今、若い人たちの間で箸を正しく使えない人がとても増えています。箸を持たせることを急ぎすぎると、間違った持ち方の癖がついてしまい、一度付いた癖を直すのはとても難しくなります。保育園では、ご家庭と相談しながらすすめています。0歳になったのだからとか〇〇ちゃんはまだ箸を使っているからということで箸をすすめないよう考えています。

歯みがきについて

保育園で歯みがきをしないと虫歯になるのではないかとご心配される方もいらっしゃると思いますが、歯科医師に相談しましたところ、こどもが自分でいい加減に磨くより、夜の食事のあと、保護者が丁寧に磨いてくだされば、虫歯になる率はとても低くなるということです。保育園では大勢のこどもを見ているのでブラッシングの指導までは難しいです。こどもが自分で磨くだけでは十分と言えませんので、ご家庭で指導いただきますようお願い致します。

排泄について

先に述べたように食事と睡眠、そして排泄は『生理的3大要素』と言われ、人間が生きていくうえで欠かすことのできないものです。そして、食事、睡眠は人前でもできますが、排泄は他人の前ではできません。昔から日本では、人間にとって大切な『恥ずかしい』という気持ちを持つことは、人前でおむつ交換をしないということから始まると言われてきました。みわの会ではそのことを大切に考え、おむつ交換の場所を生活空間の中でも少し切り離し、こどもが担当保育者とのゆったりとした関係の中でおむつを交換してもらえるように配慮しています。おむつ交換のときの言葉かけや、こどもの体を束縛しないやりかた、交換時の大人の手の消毒など細かいところにも配慮したおむつ交換は、こどもの人間に対する信頼観を作る時間と考え、丁寧なやり方を実施しています。

長時間保育

保育園での生活時間が、年々長くなってきています。私たちは乳幼児期のこどもが8時間以上の時間を親から離れ、集団の中で過ごすことは、こどもにとって決して良い状況だとは考えていません。幼児期に起こる様々なストレスが、そのこどもの人格形成に決してよい影響を与えるとは思っていません。

人が自分の仕事を持ち、社会の中で自分を生かしていくことは重要なことですから、保育園はそれを実現するために可能な限り応援していきます。しかし、同時にこどもにとっても、人生の最初のこの時間は二度と返ってくるものではありません。そのことをお互いに忘れることなくこどもたちに接していきたいものです。

保育園と家庭

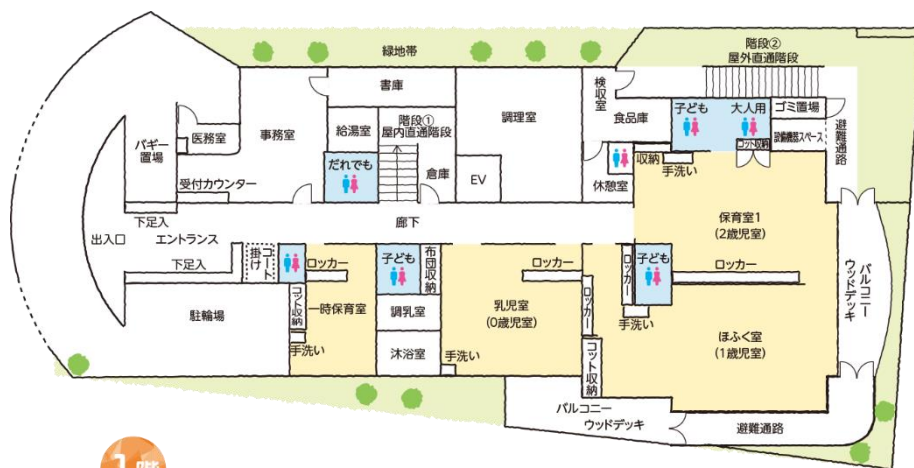
こどもにとって、どんな良い保育園に通っていても、やはり家庭が1番大切であることには変わりません。保育士がどんなに優しい大人でも、親に代わることはできません。保育園は、その家庭がこどもにとってより良い環境であるように協力し、お手伝いするところだと考えていただきたいと思います。お子様をお預かりする以上、私たちは全力で保育に携わっていきますが、家庭でしか果たしえないこともあるということを忘れないようお願い致します。

いつでも声をおかけください

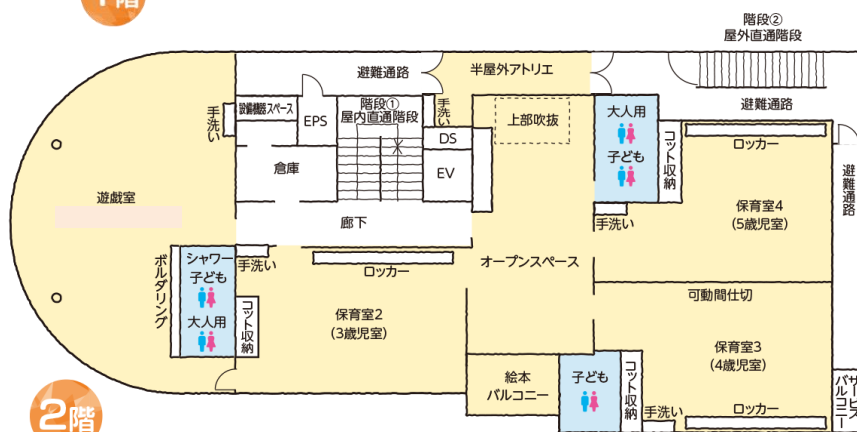
私たちが保育園で、日常、どのように過ごしているかということはなかなかご覧になる機会が少ないと思いますので、色々と不安もおありかと思えます。分からないこと、気になること、聞きたいことがありましたらいつでもお声をかけてください。直接園長にでも結構ですし、担任を通してでも結構です。こどもたちが保育園で気持ちよく過ごせるために、大人同士のコミュニケーションはとても大切だと考えています。風通しの良い保育園にしたいというのが私たちの思いです。

1 施設の紹介

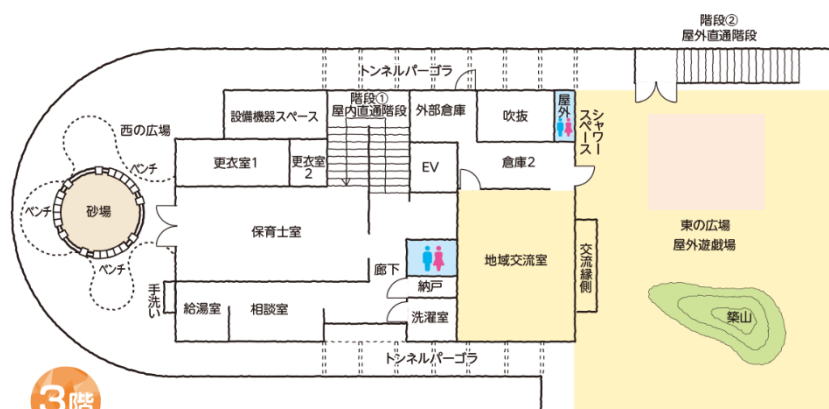
- 1 建物延床面積 989.44 平方メートル
- 2 建物構造 鉄筋コンクリート（地上3階建て）
- 3 竣工年月 令和元年12月竣工
- 4 特徴的な設備 サーマスラブ（土壌蓄熱式床暖房システム）、エコウィン、ボルダリング他



1階



2階



3階

定員 85名

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	6名	15名	16名	16名	16名	16名

一時保育 5名

2 開所時間

開園時間 7:15～20:15 (18:15～20:15 は延長保育のため申込が必要)

開園日 月曜日～土曜日

休園日 日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

【保育時間について】

- 保育標準時間認定に係る保育時間

7:15 から 18:15 までの範囲内で、保護者の方が保育を必要とする時間になります。1日あたり11時間を上限とします。

- 保育短時間認定に係る保育時間

8:30 から 16:30 までの範囲内で、保護者の方が保育を必要とする時間になります。1日あたり8時間を上限とします。

3 職員について

園長 1名

主任 1名

保育士 11名以上

看護師 1名

保育補助 1名以上

嘱託医 1名(非常勤)

調理員 2名以上

4 年間行事について（予定）

	保護者参加	園児のみ参加
4月	入園お祝い会（新入園児保護者のみ）	こどもの日お祝い会
5月		4歳児歩き遠足
6月		5歳児歩き遠足 春のコンサート
7月		水遊び開き 七夕
8月		水遊び閉い
9月		お月見 敬老 week
10月	運動会（3～5歳児）	3歳児歩き遠足 4・5歳児バス遠足 秋のコンサート
11月		
12月	大きくなった会（3～5歳児）	大きくなった会（3～5歳児） クリスマスお楽しみ会
1月		新年を祝う会
2月	親子であそぼう会（0～2歳児）	節分
3月	卒園式（卒園児保護者のみ）	ひな祭り 5歳児お別れ遠足 卒園式（5歳児のみ） お別れ会
その他	保護者懇談会（年2回）、保育参加、個人面談 木のおもちやであそぼう（10回程度）	
保護者 参加研修 （希望者のみ）	親子であそぼう（木のおもちやであそぼう） その他研修 など ※いずれも土曜日開催	

★詳しくは年度初めに配布する「年間行事予定表」でご確認ください。また、年度内でも日程などの変更がありますので、毎月の園だよりをご覧ください。

- ※ 誕生日会は、お子様の誕生日に行います。
- ※ 月2回、体育あそびを行います。（3～5歳児）
- ※ 月1回、美術を行います。（1～5歳児）
- ※ 避難訓練（非常災害訓練）は、毎月1回実施します。引き渡し訓練は年1回行っています。
- ※ 身体測定は、毎月行います。（6ヶ月未満児は月2回、6ヶ月以上児は月1回）

5 保育園の一日

0, 1, 2歳児	時 間	3, 4, 5歳児
順次登園／受入れ／健康観察／遊び	7:15	順次登園／受入れ／健康観察／遊び
健康観察・持物整理	8:30	健康観察・持物整理
	9:00	遊び
カリキュラムに沿った保育	10:00	カリキュラムに沿った保育
昼食（年齢により異なります）	11:00	昼食
午睡	12:00	
	13:00	午睡
目覚め	14:30	目覚め
おやつ	15:00	おやつ
遊び	15:30	遊び
順次降園	16:30	順次降園
延長保育開始 補食・夕食（申込園児）	18:15	延長保育開始 補食・夕食（申込園児）
1日の保育終了	20:15	1日の保育終了

6 持ち物について

衣類、鞆を含む全ての持ち物に氏名を記入して下さい。

	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	備 考
肌着（パンツ含む）	2～3枚	2～3枚	2～3枚	2～3枚	使った分を補充して下さい
着替え用衣服一式 （半そでまたは長袖、ズボン、靴下）	3セット	3セット	3セット	2セット	
紙おむつ(後ろに名前)	常時 7～8枚	常時 7～8枚	常時 7～8枚	必要枚数	必要なお子様はお持ち下さい
おしりふき	1パック	1パック	1パック	1パック	必要なお子様はお持ち下さい
食事用エプロン	2枚	2枚	2枚		
ビニール袋	1パック	1パック	1パック	1パック	
浴用タオル	1枚	1枚	1枚	1枚	
持ち手付ナイロン袋 （汚れ物）	2枚	2枚	2枚	2枚	毎日補充してください フルネームで記名して下さい
リュックサック				1個	身体に合った物をご用意ください
水筒・紐付き （350～500ml）				1個	
体育用服				半袖 1枚	通常着用されているTシャツで 構いません 「名前布」をアイロンで貼ってください
上履き				1足	汚れに応じて洗って下さい 上履き・・・毎週持ち帰り 外 靴・・・毎週持ち帰り ※サイズの確認をお願いします
外靴	必要に	1足	1足	1足	
外靴持ち帰り袋	なったら	1枚	1枚	1枚	

※ 園の備品より下記のものをお貸しした場合、衛生品という点から新しいものでのご返却をお願い致します。

くつ下、肌着（シャツ・パンツ）、紙おむつ、紙パンツ

持ち物に関するお願い（全園児）

- 1 リュック** 着替え一式が入る大きさのもの
(3歳児～)
- ・衣類は、汚れて持ち帰った分を補充してください。
 - ・午睡用シーツ入れ袋（大）をご用意ください。
- 2 クラス帽子** 保育園よりお渡しするクラス帽子にマークを、ご自宅で縫いつけてください。
- ・クラス帽子は、週末に持ち帰り、家庭で洗濯して月曜日にお持ちください。
 - ・入園時に卒園まで使用するクラス帽子をお貸しします。万が一、ご家庭で紛失されたり、縮んだりした場合には、買取となります。
(乾燥機に入れると縮みますので、使用しないでください。)
- 3 午睡用品** 0、1歳児クラスの敷布団と2～5歳児のお昼寝コット（簡易ベット）と毛布は、園の物をお貸しします。
- ★ご家庭でご用意いただくもの★
- 0～1歳児クラス 布団のシーツカバー、毛布カバー、バスタオル、防水シーツ
- 2～5歳児クラス コットシーツ、毛布カバー、バスタオル
- ・各サイズについては、図表参照。(P14、15)
 - ・名前用の布（3枚）を保育園よりお渡しします。
敷き布団カバー又はコットカバー、毛布カバー、バスタオルにつけてください。
 - ・0、1歳児の敷布団カバー、毛布カバー（冬）、タオル（夏）は、週末にお返ししますので、ご自宅で洗濯し、月曜日に保育室の敷き布団、毛布にかけてください。
 - ・2～5歳児のコットカバーと毛布カバー（冬）、タオル（夏）は、週末にお返ししますので、ご自宅で洗濯し、月曜日にホールのコットにセットしてください。その後、クラスごとに積み重ねてください。
- 4 体育あそび** 3歳児・4歳児・5歳児
- ・月2回、体育あそびがあります。
 - ・運動のしやすいTシャツを体操着として使用しますので、体育あそびの日には着用して登園してください。活動しやすいズボンをご用意ください。
ジーパンは着用しないでください。

諸注意

- ・洋服は季節やお子様の成長に合わせて調節してください。
- ・毎日の汚れ物は汚れ物袋に入れてお返しします。お持ち帰りになった分は補充をお願いします。
- ・お子様の持ち物は、園のロッカーに保管します。
- ・お子様の状態によりますが個人のおもちゃ等の持ち込みは基本のご遠慮ください。
- ・靴、衣類はお子様自身で着脱し易く動きやすいもの、又は保育士が着脱させ易い物にしてください。オーバーオール、ジャンパースカート、紐靴などをご遠慮ください。フードやひも、ループ等がついている服は安全面から避けてください。

衣類、靴を含む全ての持ち物にわかりやすく名前を記入してください。

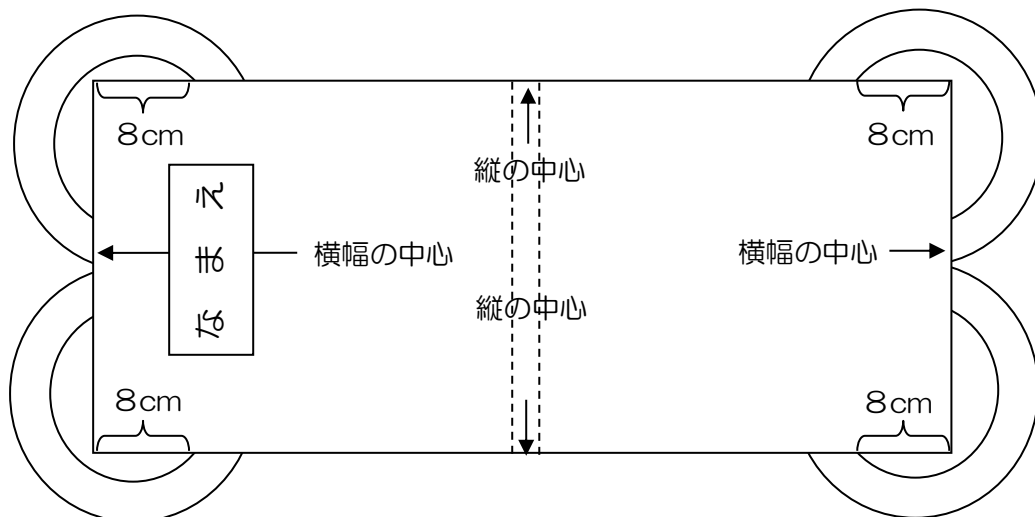
<持ち物のサイズと作り方>

全てのサイズは出来上がり寸法です。縫い代をいれて縫ってください。

1 昼寝用コットシーツカバー（2～5歳）

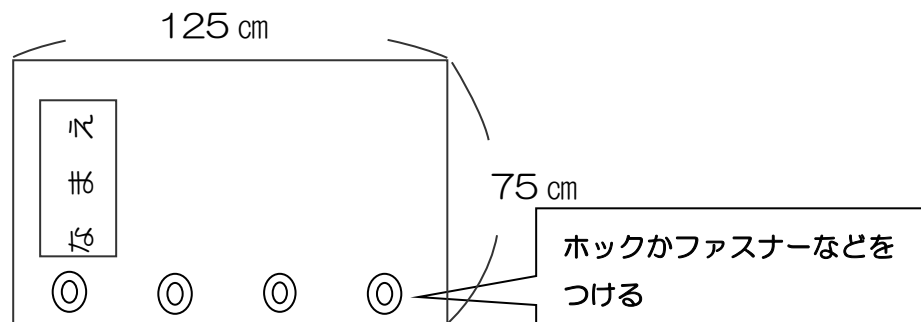
用意するもの

- ・100cm×55～65cmのバスタオルを用意（2歳児）
- ・120cm×55～65cmのバスタオルを用意（3～5歳児）
- ・ゴム 2.5～3.5cm幅の平ゴム 43cm（縫い代含む）・・・4本
58cm（縫い代含む）・・・1本



- ①バスタオルの四つ角に43cmのゴムをつける。
- ②バスタオルの縦の中心に58cmのゴムを裏側につける。
(バスタオルの横幅が60cm以上のものを使用する場合は、その分、ゴムを短めにしていただけると、コットにぴったり合うかと思います。)
- ③名前布にフルネーム平仮名で記名して上部に縫い付ける。

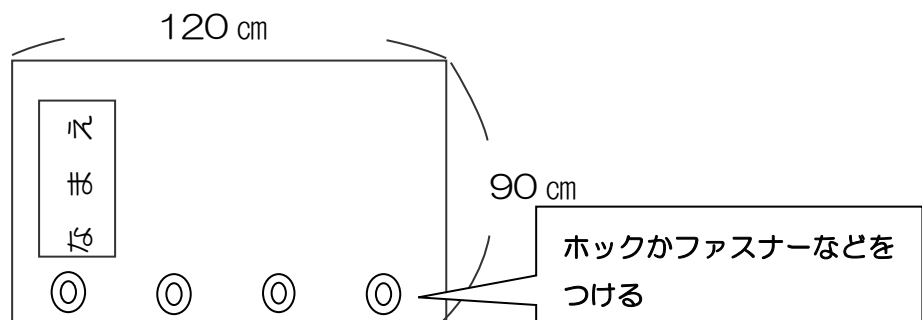
2 昼寝用布団シーツカバー (0、1歳) 出来上がりサイズ (長さ) (幅) **125cm×75cm**



※布団を出し入れする部分は、ホック、ファスナーなどをつける。

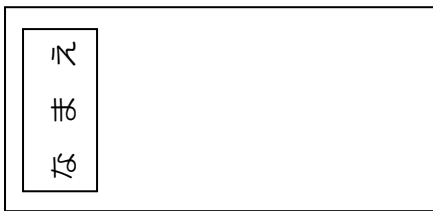
3 毛布カバー・・・毛布は保育園の物を貸し出しますので、その毛布にかけるカバーを布で作り、名前布にフルネーム平仮名で記名して上部に縫いつけてください。
(サイズが合えば市販のカバーでもかまいません)

(0歳～5歳)



※布団を出し入れする部分は、ホック、ファスナーなどをつける。

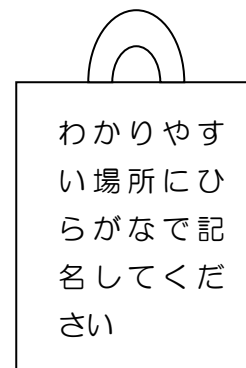
4 バスタオル・・・肌がけに使います。



※名前用布に黒色油性ペンでフルネーム
ひらがなで記名し、縫いつけてください。

5 午睡袋・・・午睡用品をいれる

午睡袋大き目の
袋かバッグ
(40cm×40cm位)
市販のものでもかまいま
せん。



7 利用にあたっての留意事項

- ① 入園児童は区が当園の利用の承諾を決定したときに、保育を開始致します。
- ② 入園にあたっては、支給認定証が必要です。
- ③ 入園された後、家庭状況等に変更があった場合や支給認定証の期限が切れる場合には、北区の保育利用案内に基づいて手続きが必要になります。速やかに保育園、又は保育課入園相談係までお知らせください。
＜手続きが必要な例＞
 - ・住所、保護者の勤務先（部署異動も）、勤務時間、電話連絡の方法、家族構成等
 - ・入園後に出産し、育児休業を取得する時
 - ・姓が変わった時
 - ・退園する時
- ④ 当園は、つぎの場合に保育の提供を終了するものとします。
 - (1) 園児が小学校就学の始期に達したとき。
 - (2) 園児の保護者が、法令等に定める保育給付の支給要件に該当しなくなったとき。
 - (3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

8 給食について

こどもにとって、食べることは、身体の発育だけでなく情緒面の発達にも影響を与えるといわれています。乳幼児期は発育ざかりの時で、日々の活動も激しく、体の小さい割合に多くのエネルギー源を必要としています。保育園の給食は、質・量・栄養を十分に考え、変化に富んだ献立をたて、乳幼児共に完全給食を実施しています。

食事に関して伝えていること

- (1) 生活習慣を身につけることを目的とし、食前、食後の手洗い、うがい、挨拶、食事の姿勢と態度など、おいしく食事が食べられるための環境作りを心掛けています。
- (2) 作った人と食べ物への感謝の気持ちを持てるよう、伝えていきます。
- (3) 食べ物と体の関係を知るために、食育に重点をおいています。

当園の給食の特徴

- (1) 乳幼児期は、咀嚼や消化吸収、代謝能力が未熟なので、発育段階に合わせた給食を行っています。
- (2) 離乳食は、担任保育士が栄養士、保護者と連携を取り、こどもの発達を見ながら、丁寧にすすめています。
- (3) 0-157をはじめとする食中毒対策、衛生管理を徹底し、講習会に参加するなどして、新しい情報に、常に関心を持っています。
- (4) アレルギー疾患を持つお子様に対しては、アレルギー除去食又は、アレルギー代替食を提供しています。その際には医師の診断書を提出してください。（保護者の方の判断のみではお受け致しかねます。）
- (5) 給食、おやつメニューは、毎月末に献立表にてお知らせします。
(4月と1月は月初めにお知らせします)

9 健康について

(1) 丈夫な身体づくりへの取り組み

①薄着について

薄着でいることにより自律神経など、神経系の働きを良くし、体温調節機能を高め、抵抗力をつけ、丈夫な身体を作ります。年齢に合わせた衣服の調整などについての詳細は、クラスだよりなどでお知らせしていきます。

②健康管理について

母体からの免疫がなくなる生後4～5ヶ月頃から、1歳半くらいまでの時期は、風邪をはじめとする感染症にかかる率が高くなります。しかし、このような過程を経て社会に適応する免疫や抵抗力をつけていく時期でもあります。なるべく早寝、早起きの習慣をつけて、生活リズムを崩さないよう、心掛けてください。

保育園は、健康なこどもの集まる場所ですが、こどもが多く集まるだけに、病気や怪我が発生しやすい面もあります。そのような時に備えて、保育園では、定期的に地域で発生している感染症の情報を把握し、家庭への情報提供につとめています。

(2) 健康診断について

項目	対象	時期
園児健康診断	全園児	年2回（春・秋）
歯科検診	全園児	10月
身長・体重測定	全園児	0歳児 月齢で異なる 1歳～5歳 毎月

※実施時期は変更することもあります。

※0歳児のみ月2回園医による健診があります。

(3) お子様の病気について

- 健康上気をつけてほしい点や特に注意しなければならない体質のお子様は前もって園にご相談ください。また、症状が出ましたら、すみやかにご連絡ください。
（熱性けいれん、てんかん、アレルギー疾患、喘息、肘内障など）
- 病気の場合は体力が回復するまで休ませてください。
- お子様の健康状態が不良の時又は個別対応が必要とされる健康状態のお子様は、お預りはできません。症状別登園基準（別紙参照）を守って登園してください。
- 頭を打った時は、打った直後症状がなくても、数時間後又は数日後に吐いたり、意識を失ったりすることもあります。そのような時はすぐに病院を受診してください。異常がなかった場合でも出来ましたら、ご家庭で48時間は安静にさせ、お子様の様子を見守ってください。
- 発熱（37.5℃以上）や風邪の症状がある場合には、登園を控えてください。また、お子様が発熱した時は、平熱に戻ったことを確認する為、解熱後24時間以上経過してから登園してください。

(4) 予防接種について

- お子様の健やかな成長のために、一番必要な時期に受けてください。
- 予防接種後は、副反応が出現する可能性がある為、接種当日は、家庭での保育をお願い致します。または、午後の接種をおすすめ致します。

(5) 感染症について

- 次ページで定められた病気は、感染力が強い為、定められた期間、登園を控えてください。
- 感染症にかかった場合は、医師の指示に従いましょう。登園の際は、医師による医師の意見書が必要となります。本しおりの最後に添付してありますので、コピーしてお使いください。また、用紙は園にもありますが、北区ホームページからダウンロードも可能です。医師の診断後、登園前日もしくは当日の朝までに保育園へご連絡ください。(医師の意見書のない場合は、登園できません。)
- 第三種（その他）については、基本的には登園停止ではありませんが、感染の蔓延を防ぐ為、個々の症状により登園を控えて頂くことがありますのでご協力ください。
- 送迎される保護者が感染症にかかった場合、お子様の登園禁止期間と同じく保育園内に入ることができません。予め電話でご連絡いただき、インターフォンでの対応後、門扉前での送迎となりますのでお願いします。

※医師の意見書を頂いた後でも、症状が残っていると看護師が判断した場合は、再通院をお願いする事があります。

乳幼児がかかりやすい主な感染症

	病名	当園禁止期間	潜伏期間	感染期間	主な症状
第二種	★インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで	1~2日	発病後3~4日	発熱、全身倦怠、筋肉痛 のどの痛み、咳
	★百日咳	特有な核が消失するまで	6~15日	カタル期~4週間	発作性の咳が長く続く
	★麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	10~12日	発疹前5日~後3.4	上気道のカタル、発熱 粘膜疹コプリック斑
	★流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下線の腫張が発現した後4日を経過し、状態が良好になるまで	14~24日	腫張前7日から消失するまで	発熱、耳下線の腫張と圧痛
	★風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	14~21日	発疹前7日~後7	種々の発疹、軽熱、リンパ腺腫大
	★水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	11~20日 14日程度多	発疹前日~痂皮化するまで	軽熱、被覆部に発疹 斑点丘疹→水痘→顆粒状痂皮
	★咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで	5~6日	咽頭は2週間 便は4週間	発熱、全身症状 咽頭炎と結膜炎の合併症
	★結核		4週~6ヶ月	感染者の排菌期間	
第三種	★腸管出血性大腸菌感染症		4~8日		
	★流行性角結膜炎（はやり目）	伝染のおそれなくなるまで (医師の判断)	4~7日 一週間程度	発病後2~3週間	軽熱、頭痛、全身倦怠、結膜炎の炎症 眼瞼浮腫、目やに
第三種	★ウィルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウィルス等）				吐き気、嘔吐、下痢
	急性出血性結膜炎		1~2日	発病後4~5日	流涙、結膜充血、眼瞼浮腫、滲出液
その他	流行性嘔吐下痢症		2~3日	発病後7~8日	
	★ヘルパンギーナ		1~8日	咽頭は2週間、便は3~5週間	急な高熱、のどの奥の水痘
	★溶連菌感染症	決まりはありませんが、流行、蔓延のおそれ	2~7日	有効治療開始後、1~2日	発熱、咽頭炎、扁桃腺炎、莓舌 頸部リンパ節炎、皮膚発疹
	★マイコプラズマ肺炎	なくなるまで、出席停止のお願いをすることがあります（医師の判断）	14~21日	発病前1週間~発病後1~3ヶ月	咳、高熱、痰、苦しそうな呼吸 脈拍が速い
	伝染性膿痂疹（とびひ）		2~10日	病変持続期間	かゆみを伴った大小様々な水腫れ
	E Bウイルス感染症		2~6週		1~3週間持続する熱、リンパ腺腫張
	疥癬（かいせん）				激しいかゆみ
	伝染性軟属腫（水いぼ）	主治医に相談	1~2ヶ月	軟属腫形成期間	主として豆粒大の水痘出現、自覚症状少

★伝染性紅斑 (りんご病)		17~18日		顔面紅斑特に頬部の紅斑性発疹
★RSウイルス感染症				
★帯状疱疹				
★突発性発疹				
★手足口病		2~7日	水痘消滅まで	感冒様症状、手足口に紅斑→水痘

※学校において予防すべき伝染病の種類は、学校保健施行規則に規定されており保育園においてもこれに準じています。

※学校伝染病に定められた病気は、感染力が強いため、定められた期間登園を控えなければなりません。

★マークは、医師の意見書が必要です。

[与薬について]

- 基本的にはお預かりしません。慢性疾患等（アレルギー性疾患、てんかん等）により不可欠な場合はご相談ください。（ただし、処方箋添付、医師の指示書を提出して頂きます。）
- 経皮吸収型・気管支拡張薬（ホクナリンテープ、セキナリンテープ等）を貼って登園する際は、テープに記名をし、テープを貼っている旨と部位をお知らせください。剥がれた時の貼りなおしや新たなテープを預かることはできません。
- 園内で使用する薬品類、テープ類はプロペト（皮膚用薬ワセリン）、新レスタミンコーワ軟膏・ムヒS（かゆみ止め）、天使のスキンベープミスト、絆創膏、創傷被覆材（ハイドロコロイド等）となります。ご心配な方はご相談ください。

(6) 病児、病後児保育について

病児、病後児保育とは、お子様が病気のために保育所に預けられない、病気の回復期で、もう少し安静にさせたいけど仕事が休めない時に一時的にお子様を預かる保育のことです。

病児、病後児保育施設一覧、その他詳細は、北区のホームページをご参照ください。

10 提携医院

囑託小児科医 (園医)	霜降橋こどもクリニック 院長 柳澤 敦広 TEL: 03-3576-2525 北区西ヶ原1-6-5 アフニィ駒込2階
----------------	--

1 1 保険の適用

- ・MIWAたばた保育園ご利用中、当園の責任においてお子様に被害を与えた場合、下記の加入限度額内で保険金が支払われます。
但し、不可抗力による事故の場合は支払われない場合があります。

加入保険

- ① 全国社会福祉協議会（園負担）
補償限度額

	補償限度額
対人賠償（1名・1事故）	1億・7億円
対物賠償（1事故）	1,000万円

- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター、園児共済掛金（園負担）
- ・当園では、児童の安全を心がけておりますが、万一の事故に備え、園児全員が加入しております。保育中、又は通常の経路での通園中に、怪我又は事故にあった場合、支給されます。

1 2 利用者負担その他の費用について

- ① 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由および目的	金額
なし	—	—

※任意の保育の提供における便宜に要する費用については、別途案内します。

- ② 延長保育（月極め、スポット）

※延長保育・スポット保育の申込み 及び 延長保育料の徴収は園になります。（月末締翌月払）

- 延長保育（月極め）

- ・保護者の勤務、通勤時間の都合で週3日または月12日以上、18:15のお迎えに来ることができないご家庭の満1歳以上のお子様を対象です。
- ・ご利用月の前月初旬までに、保育園にお申し込みください。
- ・定員がありますので、ご利用になれない場合があります。

※延長保育に係る保育料については、生活保護受給者世帯、あるいは、前年分所得税および前年度分住民税が非課税の世帯（北区保育料基準額表B階層の世帯）は、免除となります。

延長保育料は、各家庭の所得の額に応じて決定します。（おおむね月額保育料の1割です）

- ・料金は、利用された翌月に口座引落（手数料1回10円）によりご請求させていただきます。

● **時間外スポット保育（延長保育一日単位利用）**

- ・利用条件 就労等の理由で、迎えが間に合わない場合
- ・利用時間 月曜日～金曜日（土曜日は実施いたしません）18:15 から 20:15 まで
- ・対象児及び年齢 満1歳の誕生日を過ぎた在園児
- ・利用方法

- ① 当日の午後3時までの予約制且つ先着順です。それ以後のご連絡は、食事に変更になったり、提供ができなかったりする場合があります。また、月極め利用の延長定員の範囲内での利用となりますので、状況によって利用できない場合もあります。
- ② 料金は、利用された翌月に、園より1ヶ月毎に口座引落（手数料1回10円）によりまとめてご請求させていただきます。

※

1時間	400円
2時間	800円

夕食代一食300円（補食は無料）

- ③ スポット保育利用の申し込みをした後で、利用の必要がなくなった場合は、必ず保育園にご連絡ください。

● **時間内スポット保育（保育短時間の認定を受けている方のみ）**

保育短時間の方で、事情により8時間を越えて、18:15までの保育を利用する場合は追加で料金が発生します。

- ・利用時間 月曜日～金曜日 朝7:15～8:30 タ16:30～18:15
- ・利用についての注意

- ①料金は、利用された翌月に、園より1ヶ月分毎にまとめて口座引落（手数料1回10円）によりご請求させていただきます。

朝（7:15～8:30）	300円
夕（16:30～18:15）	300円
朝・夕 両方利用	600円

- ②18:15以降の利用については、時間外スポット料金が追加で発生します。

- ③短時間保育の方で、事情により時間内スポットを利用されたい方はご相談ください。

● **写真販売**

園の行事や園生活の写真については、外部業者に委託しネット販売しています。登録の上、ご希望の方は購入できます。

1 3 登降園について

- 送迎時間は必ず守ってください。遅れる場合には、必ず連絡をお願いします。
朝は 9:15 までに登園してください。給食の関係もありますので遅くなるとき、お休みのときは、9:00 までに連絡を入れてください。
 - 登降園の際は、入口玄関の端末にて登録してください。クラス、氏名をタップしてください。スケジュール配信など保育 ICT システムを導入しています。
 - 各お知らせを「キッズダイアリー」で配信しています。必ず、目を通してください。
 - お子様の送迎は、申請時間内をお願いします。
 - 送迎は必ず大人の方が行ってください。（小、中学生による送迎は安全管理の面から認められません。）
 - ファミリーサポート、ベビーシッター、祖父母のお迎えに変更になる時は、必ず一度顔合わせをお願い致します。また、送迎時ファミリーサポート、ベビーシッターになる時は、インターフォンの対応になります。
 - 年齢ごとの食事時間を過ぎて登園となる場合は、衛生管理上、昼食の取り置きはできませんので予めご了承ください。
 - お迎えが遅れる場合は必ず連絡をお願いします。ご連絡のない場合は、園から連絡致します。
 - 保育時間の変更、転居、緊急連絡先、勤務先の変更、またはご家族に変更があった場合は必ず園と区保育課へ変更届の提出をしてください。
 - **門扉、玄関ドアの開閉は必ず保護者が行い、お子様が飛び出さないよう安全に十分注意しましょう。また、門扉やドアは確実に閉めるようにお願いします。**
 - **自転車での送迎の際は、近隣の方のご迷惑にならないよう、また、こども達の怪我につながるよう、門の前ではなく駐輪場に止めてください。**
 - **自動車での送迎は、ご遠慮ください。（安全面と近隣の方へのご迷惑をかけたためです。北区保育利用案内にも記されています。）**
 - 門の前での立ち話をご遠慮ください。
 - 毎日爪がのびていないかの確認を必ずお願いします。
 - 門扉鍵、玄関鍵の開錠について
 - ・門と玄関入口に防犯上、暗証番号式の電気錠が設置されています。
- 入力方法について



- 1、電気錠（テンキー）のカバーを開けて、画面をタッチしてください。
- 2、4桁の暗証番号を入力してください。
- 3、ENTER ボタンを押してください。 → 開錠します。
- 4、テンキーカバーを閉めてください。

使用時の注意事項

- 暗証番号の入力、開錠は必ず保護者が行ってください。
- 暗証番号は新年度に変更し、みなさまにお伝えします。保護者、祖父母などご家族以外の方（ファミリーサポートなど）には、絶対に教えないでください。保護者以外の方のお迎えは、インターフォンでの対応となります。

1 4 緊急時等における対応方法について

- 次のような状況のときは、緊急連絡先へご連絡をします。

- ① 保育時間中に37.5度以上の発熱や、具合が悪くなった時
- ② 怪我や事故にあった時
- ③ 感染症の疑いが懸念される時

上記のような時は、お子様の状況や園内での感染を防ぐ為、早めもしくは至急のお迎えをお願いします。

（非常災害時の対策について）

防火管理者	橋本 智子（園長）
避難訓練	火災（初期消火を含む）および地震（津波を含む）水害を想定した訓練を月に1回以上実施します。
防災設備	自動火災探知機・煙探知機・誘導灯
避難場所	一時集合場所：田端小学校 広域避難場所（一時集合場所が使えない場合） JR 田端・尾久操車場 風水害時避難場所：田端小学校または田端中学校
防災備蓄	食糧・水 3日分
情報の提供手段	震度4以上の地震の時は保育園から専用アプリ「キッズダイアリー」にて、避難、安否の状況を発信します。

- 暴風雨警報などの緊急災害の場合は、極力早いお迎えをお願い致します。JR が事前に計画運休を決定した際は、休園となります。

- 地震警戒宣言、又は警報等が登園前に発令された場合は、安全の為、登園を控えてください。また、登園後に発令された場合は、直ちにお迎えをお願いします。それまでは園にてお預かりします。
- 緊急時の送迎の際は、必ず名簿に署名をお願いします。
- ご都合により保護者の方が送迎できない時は、前もって代理の方のお名前などをお知らせください。
- 原則的には保育園で待機しますが、災害の状況により避難場所へ移動することもあります。

15 環境への取り組み

MIWAたばた保育園では、環境問題に園全体で取り組んでいます。

- ゴミの減量化、リサイクルのための取り組みを行っています。
 - ・ 北区の資源回収をもとに、ミックスペーパーとして古紙を分別しています。
- 省エネルギーの促進
 - ・ エネルギー（冷暖房、照明など）の過剰使用しないよう配慮しています。
（夜間電力を利用した、サーマスラブ（土壌蓄熱式床暖房システム）の使用）

16 ご意見・ご要望をお述べになる機会について

当園におきましては保育園をご利用するにあたって気づいた点などをご遠慮なくお伝え頂きたいと思っています。しかし、中にはお子様にとっての不利益をお考えになられる方や、職員との関係を考えるあまり意見や要望を直接言えないという方もいらっしゃるのではないかと思います。

保育の事についてのお悩みや、ご意見、ご要望は電話や送迎時に担当保育士と直接お話されたり、日々の連絡帳を利用したり、その旨を明確にお伝えくださいますようお願い申し上げます。

保育は人間が人間を育てるという仕事であり、機械の導入や省力化を図ることができない、きわめて成果の見えにくい業務だと言えます。また、人と人との関係だけに職員の不手際や対応が悪いと感情的になられたり、不愉快に思われたりする方もいらっしゃる事と思います。MIWA たばた保育園では両者が自由に話し合える環境作りを目指しています。お気づきのこと、不愉快なこと、改善してほしいことがございましたら、何なりと申しつけてください。私どもは、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく最大の努力をはらっていくつもりです。

なお、当保育園ではこのようなご意見を戴くとき従来どおり職員の誰でもご意見を賜りますが、担当者と責任者をそれぞれ設けさせていただきましたので下記の通りお知らせ致します。

また、担当者と責任者の段階で解決に至らなかった場合におきまして当保育園と第三者の関係

にもあります「第三者委員」を設けましたのでご相談ください。連絡先を記入した書類もありますので、必要な方は保育園事務室まで申しつけてください。

★保育園事務室カウンターにご意見箱を設置しています★

ご意見・ご要望の受付担当者	保育園主任	小橋 明日香
解決責任者	保育園園長	橋本 智子
第三者委員	法人監事	岸野 益美
田端西台自治会会長		飯嶋 喜代隆

* 苦情対応のための第三者委員について

みわの会では、ご利用の皆様立場にたった公正な解決を図るため、苦情対応のための委員会を第三者に委嘱しています。みわの会が受託する施設の地域に在住する有識者で構成されています。

17 虐待防止について

◎虐待と見られる事象がある場合は、区の指導に基づき、関係諸機関への通報を致します。

当園は、園児の人権の擁護および虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

★ この“保育園のしおり”はよくお読みになり、保管をお願い致します。

18 医師の意見書

次ページの様式をご使用ください。

医師の意見書

かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の作成をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

(保護者記入欄)

_____ 保育園長殿	_____ 児童名
病名 (いずれかに☑)	
<input type="checkbox"/> 麻疹 (はしか)	<input type="checkbox"/> 溶連菌感染症
<input type="checkbox"/> インフルエンザ	<input type="checkbox"/> マイコプラズマ肺炎
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	<input type="checkbox"/> 手足口病
<input type="checkbox"/> 風しん	<input type="checkbox"/> 伝染性紅斑 (りんご病)
<input type="checkbox"/> 水痘 (水ぼうそう)	<input type="checkbox"/> ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	<input type="checkbox"/> ヘルパンギーナ
<input type="checkbox"/> 結核	<input type="checkbox"/> RSウイルス感染症
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱 (プール熱)	<input type="checkbox"/> 带状疱疹しん
<input type="checkbox"/> 流行性角結膜炎	<input type="checkbox"/> 突発性発しん
<input type="checkbox"/> 百日咳	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	
<input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎	
<input type="checkbox"/> 侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	

(医師記入欄)

症状も回復し、裏面の「登園のめやす」に基づき集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関 _____

医師名 _____ 印又はサイン

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること（無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること）
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること（*1 参照）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

*1 医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）より

*一部「学校保健安全法施行規則」を準用

症状別登園基準

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」に沿った登園基準についてお知らせ致します。下記の基準を守って登園してください。

	こんな時は休みましょう	登園できます
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ●活気・機嫌が悪く、食欲がない ●24 時間以内に 37.5℃以上の発熱があった ●24 時間以内に解熱剤を使った 	<ul style="list-style-type: none"> ●前日に 37.5℃以上の発熱がなく、朝は平熱で活気・機嫌も良い ●咳、鼻水の症状は悪くなっていない
咳	<ul style="list-style-type: none"> ●咳のために夜間に起きる ●連続して咳き込む、呼吸が辛そう ●機嫌・食欲がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●連続した咳がない ●喘鳴や辛そうな呼吸がない ●機嫌がよく食事も摂れている
下痢	<ul style="list-style-type: none"> ●24 時間以内に 2 回以上の水様便がある ●食事毎に下痢になる ●朝に排尿がない ●下痢に伴い、体温が平熱より高め 	<ul style="list-style-type: none"> ●24 時間以内に 2 回以上の水様便がない ●食事をしても下痢にならない ●排尿回数がいつも通り ●発熱が伴わない
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ●24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある ●食欲や活気がない ●機嫌が悪く元気がない ●嘔吐に伴い、いつも体温が高め 	<ul style="list-style-type: none"> ●24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がない ●食事をしても吐かない ●機嫌が良く顔色も良い ●発熱がみられない
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ●発熱に伴って発疹がある ●口内炎で食事がとれない ●とびひ…顔など患部を覆えない、患部を搔いてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> ●かかりつけ医の診察を受けた結果、感染の恐れなし、全身状態がよいと診断された

※喘鳴（ぜいめい）とは…呼吸をするときに、ゼーゼー・ヒューヒューなどと音がすること

※概日（概日）リズム…ヒトの体温は早朝が最も低く、夕方が高くなる。朝は一般的に熱が下がります。

- (1) 保育指針に基づく保育の提供に当たっての計画（保育課程）
- (2) 提供日、内容その他保育に係る提供の記録（児童出欠簿、児童票）
- (3) 園児の保護者が保育給付を不正に受けた場合に行う北区への通知に係る記録
- (4) 園児または園児の保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際して行った処置についての記録（事故報告書）

（個人情報保護等）

- 1 園児またはその家族に係る情報の収集は、利用目的を明確にし、目的達成のために必要最低限の範囲で行い、原則として園児またはその保護者から直接行うものとします。
- 2 当園は、園児（卒園した者を含む）またはその家族に係る情報の漏えいを防止するため、「個人情報保護規程」を遵守し、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。
- 3 当園は、園児に関する情報を他の機関に対し提供する際は、法令で定めがある場合を除き、あらかじめ園児の保護者の同意を得るものとします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

当園に在園する園児の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、保育園の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、園児の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、下記の同意書に御記入の上、保育園へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和 2 年 1 月 1 日現在、その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	医療費
疾 病	その原因である事由が保育園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、厚生労働省で定めるもの ・給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10(そのうち 1/10 は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障 害	保育園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第 1 級から第 14 級に区分される。)	障害見舞金 4,000 万円～88 万円 [通園中の災害の場合 2,000 万円～44 万円]
死 亡	保育園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円[通園中の場合 1,500 万円]
	突 然 死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円[通園中の場合 1,500 万円]
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円[通園中の場合も同額]

なお、保育園の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 保育園が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含む。)
- ② 保育園の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他園長の指示・承認に基づき保育園にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通園する場合
- ⑤ 寄宿舍にあるとき 等

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等(例: 条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の園児に係る災害については、医療費の給付は行いません。

■ 共済掛金(年額)

掛金は全額、みわの会が負担します。

(き り と り)

同 意 書

社会福祉法人みわの会 殿

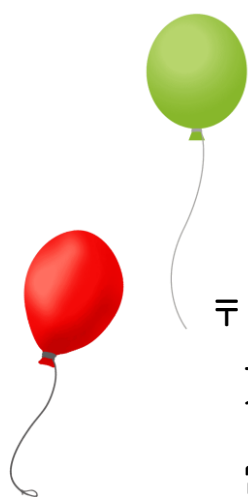
保育園名: MIWA たばた保育園

園児氏名 _____

社会福祉法人みわの会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在園する間、上記園児が加入することに同意します。

_____ 年 月 日 保護者又は後見人氏名 _____ 印

* 成年に達している場合は、生徒本人が記名押印してください。



社会福祉法人 みわの会

MIWAたばた保育園

〒 114-0014

東京都北区田端 5-11-8

電話 (03) 5842-1409

FAX (03) 5842-1410

